(趣旨)

第1条 この要綱は、まちなかの空き店舗等を活用し、活性化事業を実施するものに予算の範囲内において補助金を交付し、まちなかの活性化及びにぎわいを再生することを目的として、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則(平成17年庄原市規則第46号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱においてまちなかとは、旧市町の中心となる区域で公共施設、商店、住宅等が集積し、 空き店舗等の有効活用が見込める区域をいう。
- 2 前項の区域は、市長が別に定める。

(補助対象等)

第3条 補助の対象となる事業は、空き店舗若しくは空き家(以下「空き店舗等」という。)を活用した 事業又は商店街イベント若しくは店舗の改装事業で、市長が認める事業とする。ただし、他の補助制 度により補助金を受けて行う事業は除くものとする。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
- 2 前項に定める申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第6条 市長は、前条に定める通知書に、次に掲げる指示又は条件を付すものとする。
 - (1) 補助事業を中止し、又は実施しないときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
 - (3) 補助事業は予定の期間内に完了させるとともに、完了後は、速やかに市長の検査を受けること。
 - (4) 補助対象者は、庄原市に対し納付義務のある市税を滞納していないこと。

(届出の義務)

第7条 第5条に定める交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、事業着手後速やかに着手届(様式第5号)を、完成後速やかに完成届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

- 第8条 補助対象者は、当該事業計画を変更しようとするときは、計画変更承認申請書(様式第7号) に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを 承認し、計画変更承認通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(事業実績の報告)

- 第9条 補助対象者は、補助事業等が完了したとき(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、実績報告書(様式第9号)に収支決算書(様式第10号)その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 前項に定める実績報告書提出期限は、当該事業の完了した日から起算して1月以内又は当該補助金の交付決定があった日の属する会計年度の翌年度の4月10日のうち、いずれか早い日とする。

(交付の請求)

- 第10条 補助対象者は、補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第11号)により市 長に請求しなければならない。
- 2 前項に定める交付請求書の提出期限は、市長が別に定める。

(補助金の概算払い)

第11条 補助金の概算払いを受けようとする者は、概算払交付申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

- 第12条 補助対象者は、事業記録簿、金銭出納簿等の必要な帳簿を備付け、証拠書類とともに整備して おかなければならない。
- 2 前項に定める帳簿等の保存期間は、当該補助事業の完成した日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(附則以下 略)

別表 (第3条関係)

1

事業名	まちなかギャラリー等開設事業
補助対象者	まちなかを活性化しようとする団体又は個人
対象事業	補助対象者が空き店舗等を活用し、コミュニティホール、ギャラリー等を開
	設する事業で、市長が適当と認めたもの
対象費目	1 借上料
	2 空き店舗等の改装費
	(1) 改装業者へ委託し、天井、壁、床、塗装、サイン、電気及び給排水工
	事を主なものとする。
	(2) 店舗と一体となって使用する厨房設備、冷暖房設備等
	(3) 償却資産となる備品等(耐用年数が1年を超え、取得価格が10万円を
	超えるもの)
	(4) その他市長が適当と認めたもの

補助金額	1 借上料の2分の1以内で限度額は月額4万円とする。
	2 空き店舗等の改装費の3分の1以内で限度額は240万円とする。
補助回数等	1 借上料については、交付決定日の属する月から2年以内を対象とする。
	2 借上料に対する補助金の交付は、1回目は12月分の借上料完納後とし、
	2回目以降は6月分の借上料完納ごととする。
	3 空き店舗等改装費については、1回限りとし、工事代金支払い後に交付
	する。
申請書提出期限	市内にコミュニティホール、ギャラリー等を設置し、事業の開始日以後1年
	以内とする。

事業名	空き店舗等活用創業支援事業
補助対象者	新たに創業しようとする団体又は個人
対象事業	補助対象者が空き店舗等を活用して日本標準産業分類(平成21年総務省告示
	第175号)中分類の本表備考に掲げる業種(以下「指定業種」という。)を新
	たに創業した場合で、市長が適当と認めたもの
対象費目	1 借上料
	2 店舗の改装費
	(1) 改装業者へ委託し、天井、壁、床、塗装、サイン、電気及び給排水工
	事を主なものとする。
	(2) 店舗と一体となって使用する厨房設備、冷暖房設備等
	(3) 償却資産となる備品等(耐用年数が1年を超え、取得価格が10万円を
	超えるもの)
	(4) その他市長が適当と認めたもの
補助金額	1 借上料の2分の1以内で限度額は月額4万円とする。
	2 店舗の改装費の3分の1以内で限度額は50万円とする。
補助回数等	1 借上料については、交付決定日の属する月から2年以内を対象とする。
	2 借上料に対する補助金の交付は、1回目は12月分の借上料完納後とし、
	2回目以降は6月分の借上料完納ごととする。
	3 店舗の改装費については、1回限りとし、工事完了後に交付する。
申請書提出期限	1 借上料については、市内に事業所を設置し、事業の開始日以後1年以内
	とする。
	2 店舗の改装費については、改装工事に着手する10日前までとする。

事業名	まちなかイベント事業
補助対象者	まちなかを活性化しようとする団体又は個人
対象事業	補助対象者が実施するイベント事業等で、市長が適当と認めたもの
対象費目	1 謝礼金
	2 消耗品費

	3 借上料
	4 委託料
	5 備品
	6 その他市長が適当と認めたもの
補助金額	補助対象経費の2分の1以内で限度額は40万円とする。
補助回数等	1回限り交付する。
申請書提出期限	イベントを実施する日の1月前までとする。

4

事業名	店舗改装支援事業
補助対象者	店舗を改装しようとする指定業種の事業者及びその他市長が適当と認めた事
	業者
対象事業	補助対象者が、まちなかを活性化するために、現在の店舗を改装する事業で、
	市長が適当と認めたもの
対象費目	店舗の改装費
	(1) 改装業者へ委託し、天井、壁、床、塗装、サイン、電気及び給排水工
	事を主なものとする。
	(2) 店舗と一体となって使用する厨房設備、冷暖房設備等
	(3) 償却資産となる備品等(耐用年数が1年を超え、取得価格が10万円を
	超えるもの)
	(4) その他市長が適当と認めたもの
補助金額	店舗の改装費の3分の1以内で限度額は50万円とする。
補助回数等	1回限りとし、工事完了後に交付する。
申請書提出期限	改装工事に着手する10日前までとする。

- 備考 日本標準産業分類中分類の補助対象とする業種は、次のとおりとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を除く。
 - (1) 各種商品小売業
 - (2) 織物・衣服・身の回り品小売業
 - (3) 飲食料品小売業
 - (4) 機械器具小売業
 - (5) その他の小売業
 - (6) 飲食店
 - (7) 持ち帰り・配達飲食サービス業
 - (8) 洗濯・理容・美容・浴場業のうち洗濯業・理容業・美容業
 - (9) その他の生活関連サービス業のうち衣服裁縫修理業
 - (10) 娯楽業
 - (11) その他市長が適当と認めたもの

様式(省略)